



交渉速報!

8月1日開催
東地申第1号

「施策を通じた労使議論の否定を直ちに改め、信義誠実の原則に基づき誠実交渉義務の履行を求める緊急申し入れ」団体交渉を行う!

会社には施策を提案した以上、説明責任があります。しかし、4統括センターの解明交渉（申62～65号）では「検討中」「現場のワーキンググループで決めていく」等と十分な説明と回答がされず「不誠実交渉」を通告せざるを得ませんでした。地本は、この事態を解決するために、東地申第1号を申し入れて団体交渉を行いました。しかし、会社は「団体交渉の開催と内容について誠実に議論していく認識」を繰り返すのみで、その考え方と姿勢を改めませんでした。したがって地本は、

会社に対して不当労働行為（不誠実団体交渉）であること、労使で解決できないため、第三者機関の活用を通告し、終了しました!

地本は、誠実交渉義務の履行を求めて次なるたたかいへと進みます!